平成２４年（フ）第１６１６号
埼玉県和光市新倉２丁目13番40号　實好方
債務者　眞木　穣二
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１４号
さいたま市北区宮原町２丁目77番地18　シャトーモンテーニュ大宮308号室、旧住所さいたま市北区宮原町２丁目13番地１　グラン・コート宮原駅前106号
債務者　嶋畑将太郎
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１５号
さいたま市北区宮原町２丁目77番地18　シャトーモンテーニュ大宮308号室、旧住所さいたま市北区宮原町２丁目13番地１　グラン・コート宮原駅前106号
債務者　嶋畑ソニアこと　バスケス　ハイメス　ソニア
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４３号
さいたま市桜区大字宿245番地２
債務者　村井　康人
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５９号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷３丁目13番６号　高橋ハイツ301号
債務者　高橋　　理（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５４号
埼玉県草加市北谷２丁目21番16―102号
債務者　齊藤　智浩
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６５５号
埼玉県春日部市新宿新田347番地13
債務者　松島　順子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２５１０号
札幌市豊平区中の島１条３丁目２番３―306号
債務者　長内　隆晃
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２０号
札幌市中央区南６条西25丁目２番17―605号
債務者　續木　貞代
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４４号
札幌市北区新琴似６条８丁目８番11号　フラット68―101号
債務者　松田　信孝
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５７８号
札幌市白石区南郷通20丁目南６番20号　インターパーク17号
債務者　工藤　　崇
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６５５号
北海道恵庭市柏木町353番地16　エデン柏木Ｆ号
債務者　松下　陽介
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６８９号
札幌市東区北10条東15丁目２番17号　すずきマンション１号
債務者　平塚　志穂
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１６号
札幌市北区北20条西６丁目１番23号　第２青雲荘222号
債務者　米山　善和
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７６２号
札幌市中央区南４条西13丁目２番15―401号
債務者　植田香代子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２号
群馬県高崎市石原町1726番地
債務者　高橋　幸代
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４４３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木853番地　ラルジュⅡ　102号
債務者　松本　和芳
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部